

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N612
2022・2・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

【新春特別企画】憲法委員会企画座談会 「差別と教育」(第1回)

(丹羽徹／深井剛志／永田亮／林翔太／北條友里恵／松田亘平)

【議長トーク】「経験しないとわからない(ときもある)」…………… 上野 格

若手から見た建設アスベスト訴訟…………… 岡村拓究

〈シリーズ・コロナと憲法②〉

憲法53条と新型コロナウイルス感染症に対する政府の対応…………… 山田大輔

〈シリーズ・コロナ禍における人権問題④〉

コロナ禍における母子世帯の現状…………… 金子美晴

【新刊】【旧刊】 ネットいじめ問題の現状と対処法

—『弁護士によるネットいじめ対応マニュアル』の紹介…………… 和泉貴士

【シリーズ全国リレー・あいち】

「ジェンダーのもやもや、デトックスしませんか？」

—ジェンダー・カフェの実施報告…………… 都築さやか



奈良・長谷寺

新春特別企画

憲法委員会企画

座談会

「差別と教育」【第一回】

出席者

丹羽 徹会員(龍谷大学教授)

永田 亮会員(六六期)

林 翔太会員(六九期)

北條友里恵会員(七三期)

松田 亘平会員(七三期)

司会 深井 剛志会員(新六四期)

憲法委員会では二〇二二年を振り返り、『差別と教育』のテーマで二月八日に座談会(オンライン)を行いました。本稿では、その座談会の内容を掲載いたします(三回連載)。

司会 弁護士 深井と申します。今日は、座談会ということで、青年法律家協会の議長の丹羽徹先生と、若手弁護士との座談会ということで企画しました。

企画の趣旨ですけれども、テーマを「差別と教育」としました。今年(二〇二二年)、オリンピック、パラリンピック



深井剛志会員

ク、パラリンピックがありました。にもかかわらず、改めて、日本国内における差別という問題が

意識される年になりました。日本国内では、森元総理の女性差別発言問題がまず噴出し、オリンピックの開会式の演出案において、女性の容姿を揶揄するような演出を考えたという問題が発覚し、またその開会式の演出担当の音楽家の方の過去の障がい者に対する差別的ないじめの事実が発覚、国際的なイベントであるにもかかわらず、日本の差別意識の低さが明らかとなったイベントになりました。一方で、オリンピック以外にも、入管における収容者の死亡事件、または小田急線での女性をターゲットにしたフェミサイド事件も起こ

り、かなり差別問題というものが浮き彫りになった一年でした。一方で、オリンピックでは、LGBTQの選手が、その事実をカミングアウトしての活躍などもあり、世界的には差別を排除するという動きもみられました。

こうした差別問題を繰り返さないために、教育が果たす役割、法律家がどのような役割を果たせるのか、といったテーマで、今日はそれぞれ会員が取り組んでいる差別に対する闘いを語っていただき、教育が果たす役割を議論していく座談会にできればいいなと思っております。

さっそく座談会に入っていきたいと思えます。まずは、自己紹介と活動の簡単なご紹介をお願いします。

永田 神奈川県川崎市、武蔵小杉合同法律事務所

所で弁護士をしています六六期の永田亮と申します。今日は、よろしくお願いたします。ヘイトスピーチに関する取り組みを、弁護士登録以降ずっと続けていることから、差別問題には関心を持っていきます。私は弁護士になったのが二〇一四年あたりで大久保でのヘイトデモが頻繁に行われていた時期になります。用語として、締め殺せとか、害虫扱いするというような極めて悪質なヘイトスピーチが蔓延していた時期でした。ヘイトに對する最初の取り組みは、カウンター、すなわちヘイトスピーチのデモに対して路上から差別をやめろという形で声をあげる方々の支援でした。この取り組みは、弁護士という腕章をつけて見守りをする、警察とその参加者の方をもめるようであれば、間に入って、例えば逮捕者が出ないようにするとか、もしくは逮捕者が出れば警察署に行っ



永田亮会員

が、一つの経験としてあります。

法律家としての活動としては、川崎の在日コリアン集住地域でヘイトデモを繰り返して行っていた人たちに對して接近禁止の仮処分を申し立てて、それが認められてヘイトデモをできなくさせるということも成果の一つです。そういった、法律ができて裁判を経て、という取り組みの中で、ヘイト、差別をするということがやりにくくなる環境をどんどん作ってきたといえます。

そして今、最も進められるべき部分が、ヘイトスピーチに對する刑事規制を設けた条例制定です。表現の自由との関係も含めて、慎重な議論が繰り返され、川崎市の積極的な取り組みもあって制定されました。現時点で、その刑事罰を適用したという事例はありませんが、やはりヘイトデモ、街頭宣伝(街宣)の件数が従前に比べたら、大きく減ってきています。神奈川県、他にも相模原の方に(ヘイトスピーチのデモが、戦場を移している)ので、相模原の方でも新しく条例を作ろうという取り組みが進んでいます、また沖縄でも条例制定が検討されており、差別を防ぐための刑事規制の

つていような変化も見て取れるようになりました。そういったものを目の前にしてきたというの

条例作りが全国的に広がっていて、より差別を許さない取り組みがほかの地域にも広がれば、と思っております。なお、これまではデモや街宣が中心でしたが、ヘイトに取り組む弁護士をターゲットにした不当懲戒や損害賠償請求訴訟なども行われて、法廷に移っています。あとは、選挙に立候補して、選挙活動の名の下にヘイトを振りまくという形に変化しています。そういった訴訟だったり、法廷だったり、選挙という公の場を使ったものに対しても、差別を許さないという仕組み作りというものがこれからの課題で、取り組んでいく必要があります。



林翔太会員

林 愛知県の名古屋南部法律事務所平針事務所の六九期の林です。事務所自体が障がい者問題に力を入れていられることもあり、入所一年目から、先輩について障がい者問題、障がいのある方のご依頼をいくつか受けてきました。

入所一年目から取り組んでいる事件は、たん吸引という医療的ケアが必要な子どもに對して付き添いを求めるもの、集団登下校の通学団にその子だけ入れてもらえないというもの、プールというまさに授業に参加させてもらえない、という障がい者差別の事件です。また、たん吸引器

具を毎朝保護者が運んで行つて、下校後に、保護者が取りに行くことがありました。そうすると、保護者が体調が悪くなったとしても持つて行かないといけないというような負担がありました。当初私もは交渉から付いたのですが、交渉していても、学校側の差別意識が改善しなかったため、差別が違法だとして国家賠償請求をするとなると、たん吸引器具を学校側で準備してくださいという裁判を起こしました。ところが一審ではそもそも差別に当たらないという理由で敗訴し、控訴しましたが、控訴審でも変わらず、現在は、最高裁に上告したところです。上告理由書で私が担当したセクシオンとしては、義務教育の課程というものに障がいがある理由に受けられないということが、教育のあり方としてどうか、教育を受ける権利が侵害されているという部分です。主だったものが、法廷での裁判のやり取りとなりますので、今回は私が障がい者差別の問題を担当する形になります。

他に取り組んでいる活動は、障害児の通う特別支援学校での体罰事件の弁護団の事務局長をやっております。

北條 よろしくお願ひします。七三期の北條友里恵と申します。二〇二二年一月から東京の足立区にある北千住法律事務所勤務しています。私は現在、「結婚の自由をすべての人に訴訟」の東京弁



北條友里恵会員

護団に所属しています。この訴訟は、法律上の性別が同一のもの同士の間で認められていないことは違憲であるという主張を展開している弁護団になります。また、一月のトランスジェンダー追悼の日に行われたトランスマーチという行事があったのですが、縁あって参加させて頂きました。

私は、東京弁護士会の子どもの権利委員会にも所属しています。あと、委員会活動では無いですが、いじめ予防授業を行う団体にも所属しております。頻繁にはないですが、授業を行っております。

現在、LGBTQをめぐる問題としては法制度など様々あって、挙げるとキリがない状況です。特にLGBTQの子どもたちをめぐる問題は、学校や家庭の環境形成ではないかと思っております。LGBTQをめぐる問題は、近年日本国内ですとトランスジェンダーについて、当事者の実態とは異なる言説がツイッターをはじめとしたSNS上で流布されているという問題があります。本日はよろしくお願ひいたします。

松田 七三期の弁護士の松田亘平と申します。TOKYO大樹法律事務所所属しています。当事務所は「憲法に忠実な良心的在野法曹」を

理念としており、私も憲法訴訟等の人権活動に携わる機会をいただいています。

弁護団活動としては、北條会員と同じく、「結婚の自由をすべての人に」訴訟で活動しています。他には医学部女性差別入試弁護団や浪江原発訴訟に参加しております。また、委員会としては、東京弁護士会の高齢者・障害者の権利に関する特別委員会に所属しております。

今申し上げた活動の中で、差別ということが明確に現れているのは、「結婚の自由をすべての人に」訴訟と医学部女性差別入試訴訟です。前者は、異性カップルであれば婚姻できるのに、なぜ法律上の同性カップルは婚姻できないのかという差別の違憲性を問うています。また、後者の医学部女性差別入試では、女性であるということを利用して得点が調整されたことについて、大学に対して損害賠償請求をしています。

また、これら以外の活動においても、差別の問題は切っても切り離せないと感じています。

まず、障害者の人権問題のホットイシューの一つとして、精神障がい者の強制入院・身体拘束の問題があります。強制入院・身体拘束は、医療の観点から必要であるという意見もありますが、日本では極めて安易に行われているという深刻な問題があります。刑事事件と対比すると、身体の自由は（少なくとも法的には）裁判所の関与なし



松田巨平会員

ません。こうした背景には、精神障がい者に対する根深い差別意識があります。

また、原発訴訟は、明確に差別が争点となっている訴訟ではないのですが、原発事故被害の一つとして、差別被害があります。被ばくによる差別はよく知られています。賠償金額に関する差別というものもあります。恣意的な地域区分により賠償金が減額される、被害者は賠償金を貰えて楽な生活をしていると言われる、といった差別があります。

このように、どの活動においても差別問題が深く関わっています。こうした社会による差別が行きつく先は、被害者自身が差別を内面化してしまうという事態です。多くの方が、数々の差別被害を受けるうちに、「自分は劣った存在なのだ」というステイグマを負って立ち上がれなくなっています。このことは、活動の垣根を超えて実感しているところです。

今回は「差別と教育」がテーマということですが、いくつかの方向性があると思います。教育現場が差別をする側の意識を変えていくという方向

に奪われることはありませんが、強制入院・身体拘束の場面ではこういった権利保障がほとんどあり

性や、差別的なことを行う教育現場を変えていくという方向性、さらには差別を受けている人たちに教育を通じてエンパワーメントしていくという方向性等があると思います。本日はよろしくお願ひします。

司会 ありがとうございます。ここから、議論等に入っていくかと思いますが、最初に、丹羽先生に基調報告をお願いいたします。先生が大学で実際に学生と接している中で、学生たちの差別意識の現状についてぜひお聞かせ願えますでしょうか。いろいろな属性を持った方が大学内にもいると思うのですが、そういった方々に対するそれぞれの学生の方々の差別意識、差別をなくしていくという意識、もしくは差別にそもそも気づいていないのかどうか。そういった学生の差別に対する意識について、最初に報告を頂ければと思います。

丹羽 基調報告というほどのことが出来るわけではないので、今お話しいただいたことを少し付言するという形で、最初の発言ということにしたいと思います。最初に自己紹介をしておきたいと思っています。現職は龍谷大学法学部で、憲法を教えています。名古屋で研究を始め、大阪の大学に就



丹羽徹会員

職をして、それで七年前に龍谷大学に移りました。もともと、子どもの権利、特に学校における子どもの精神的自由の研究をしていました。それはずっと気にはしているのですが、私が、大学院に入った頃が、中曽根内閣の時代で、改憲論が大きな比重を占めるようになっていたということもあり、改憲論と付き合ってきました。いわゆる憲法運動、その言葉自体は、私の学部時代の先生の長谷川正安が作った造語ですが、それに三五年以上関わっています。子どもの権利にも関心を持っていますので、今も大阪で子どもの権利条約を普及するための活動をしています。

今日の座談会のテーマが「差別と教育」ということなので、学生の状況を話してほしいということですが、学生の意識状況の全体像をつかむというのは難しいというのが実感です。偶然、さつきまで一年生のゼミをやっています。ゼミの報告の一つが、LGBTの話だったんです。このタイミングでと思いながら、報告を聞いていたのですが、札幌地裁の判決なんかも取り上げてくれていました。ただ、やっぱり法学部の学生だからという部分があるのかもしれませんが、法制度の話にとどまってしまうんです。憲法二四条とか一四条とかっていう話にはなるのですが、なかなか意識の話には結びついていかない、という感じを受けて聞いていました。あえてこちらにも議論を吹っ掛

けるように、最終的には意識が変わらなきゃ、どんな制度を作ったって上手くいかないよという話をするのですが、ただその時に、法律を作るとか、様々な制度を作ったりすることと、それから意識が変わることとがあんまり結びつかないみたいです。意識が変わることによって制度を動かすという側面と、制度を変えることによって意識を変えらるというこの両側面があって、この二つがうまくことを回った時に初めて、世の中が変わっていくのだなというふうに思うわけです。でも、そういうところにまでなかなかたどり着いていない。法学部だからこそ、そういう議論ができるのですが、そういうところまでいかない。一年生だということもあるのですが、その辺りの所を考えてもらうことに行き着くのが難しいかなというふうに思っています。

ただ、世の中にやっぱりこれだけ差別問題が蔓延しているの、最近はやつてないのですけど、学生に身近な人権問題って何ですか？ というレポートを書かせると圧倒的に差別問題なんです。憲法の授業なので、実は私人間のところというよりは、公権力によって行われている人権侵害というのを本当は意識してほしいという部分があるんですが、でもやっぱり学生にとっては公権力との関わりでの人権問題ってなかなか見えてこない。だから、個人対個人のところの問題が解消してし

まっついで、権利とか人権とかということが議論されてしまっている。そこから先になかないかない。だから、障がい者の問題でも公権力がどう関わるかというところにまで、意識がなかなか向いてないという感じを受けます。

それから先ほど少し言われたので、学校の障がい者の教育を受ける権利をどう考えたらいのかということなのです。学校教育法の中に就学免除規定があり、ずっと問題になっています。免除ということが、憲法二六条違反ではないかという議論です。今なら特別支援学校に行くのか、それとも普通学校に行くのかということについては、特別支援学校は、自立した生活ができるようにするという方に重点が置かれている学校です。それは確かに必要だけれども、それだけにどまっついではいけなはずです。障がいを持っている子ども達には、障がいを持っていくがゆえに、プラスアルファの所が必要なんです。学校で学ぶということは、ほかの子ども達と一緒で、プラスアルファで自立した生活をしなければならぬ部分があるの

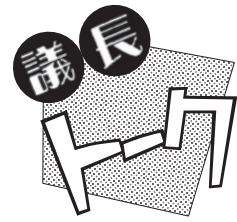
で、それはあつてしかるべきだという話をするべきなんじゃないかなと思つています。喀痰吸引の設備を学校で用意するべきだという議論は、全く同じではないのだと思うのですが、尼崎の筋ジストロフィー（以下、筋ジス）の生徒が入学を拒否された事件の判決で、設備が無いことを理由に

して受け入れられないというのは許されないという判決が出ていると思います。だから学校側が本来そういうものを、きちんと用意するべきだということなんです。筋ジスの生徒の事件は、大型の車椅子の移動ができるかどうかということまで学校側にするべきだということを言っているわけだから、当然、たん吸引の設備なんて、それに比べたら大したことはないし、なおかつそれが義務教育であるとなつたら、もつとしなければいけない義務が学校側にあるというのは、ある意味当たり前ではないかなという気がしています。

「結婚の自由をすべての人に」訴訟については、いろんな議論ができる場所があると思つていて、今日はそのところも少し議論ができればと思つています。

最後に、ヘイトスピーチの関わりでいうと、京都は、朝鮮学校の周りがなりたてるといふ事件があつたところです。私のところには、就学支援金の問題で運動をずっとやつている院生がいます。自分たちの後輩がその制度から除外されたという事でかなり怒りを持っています。もう一つは、関西に居ると、どうしても差別問題というのは、同和問題があるので、それとの関わりで、かなり緊張感のある議論をしなければいけないかなという感じもします。最初の発言としては、この程度でよろしいでしょうか？

（次号に続く）



「経験しないと わからない (ときもある)」

第二子が生まれるとき、私が妻と法律婚をした話の続きです。私は二〇〇三年八月一日から一九日まで、千葉姓になったわけです。戸籍謄本に「千葉格」と書かれたときの違和感は、想像以上でした。別に千葉という姓が嫌な訳ではないし、妻への愛情は変わらないのですが、「千葉格」は勘弁してもらえないか。「望んで結婚したんだから姓が変わっても仕方がないではないか」と言われましても、それは話が違うでしょ……。と、色々考えている内に、「妻が前に言っていたのは、これだったのか」とわかりました。「上野格という人はいないんです」と言われたら、それは怒るなあ。

ちょうどお盆休みで仕事もなく裁判所に行くこともなかったのですが、弁護士会に通称使用の届出をしないで「弁護士上野格」と書いたら偽名扱いになるのだろうか、などと

も考えました。面倒くさい。いかに法律上決まっているからと言って、片方だけが面倒なことを負担するのをおかしくないか。あ、これも言ってたな。

第二子が生まれて、離婚して上野姓に戻ったとき、正直、うれしかったです。「上野格」。そうですよ、これですよ。そうこなくっちゃ。今となると、こんな第二子の時の改姓を経て初めて、私は心から事実婚を選択したのだろうと思います。

二〇〇五年九月、第三子が生まれるとき、三度目の法律婚と離婚をしました。その間、二回引越し、その度に住所地に本籍も移動していたので、入籍、除籍に転籍と、戸籍が非常に複雑になってしまいました。ただ、戸籍の記載が縦書きから横書きになり、離婚しても×はつかなくなりました。良かったです。子どもが相続の時に苦労するかもと思

い、今回、あちこちの役所で戸籍を取り直してみました。今時は、本人でも戸籍を取るときに何に使うか書くんですね。「事実確認のため」と書いたら、「何の確認ですか？」と聞かれました。すみませんね。色々確認することがあるんです。

事実婚で不都合なことはあったかと良く聞かれますが、特にありませんでした。これまで書いたような法律婚と離婚を繰り返した時のエピソード以外に、不思議なほど困った記憶がありません。先駆者の方が変えてくれたからだと思いますが、相続以外では取り扱いにほとんど差がないのではないかと思います。

子ども達に聞くと、地元の小中学校の時、「なんで、きょうだいで姓が違うの？」と友人から聞かれるのはよくあったことだそうです。姓が違うことより、両親が仲良くやっていることの方が大切なあと思っています。子どもに負担はないようだと安心します。しかし、親には不都合を言いくいだけかもしれません。夫婦別姓を扱ったNHKスペシャル等を見るときは、ドキドキします。

そんなわけで、私は、事実婚で良かったと思っっています。単なる正常性バイアスなのかもしれません。いや、事実婚が良かったというより、妻の希望に添えたのが良かったのか。原稿を書きながら、色々思います。自分が良かったからといって、人にも勧めるかというところは違いますね。ただ、娘には、先日、「事実婚もありだぜ」と言いました。

次回からは、私が立教大学でやっていた人権ゼミのことを書くのかな、と思います。

(青法協弁学会同部会議長 上野 格)

若手から見た建設アスベスト訴訟

東京 岡村 拓究

建設アスベスト訴訟は、建築作業に従事してきた原告らが、石綿建材から発生した石綿粉じん

が原因で石綿関連疾患に罹患したとして、国と建材メーカーを相手に損害賠償(慰謝料)を求めている事件であり、二〇〇八年五月の東京二陣訴訟提起を皮切りに、全国各地で訴訟が提起されている。昨年(二〇二二年)五月十七日、一三年間におよぶたたかひの末、最高裁において、一人親方等も含めた国の責任が認められたほか、一部建材メーカーについて民法七一九条一項後段類推適用による共同不法行為責任が認められた。

本稿では、前記最高裁判決後の動きと残された課題について説明した上で、弁護士二年目から本訴訟に参加した感想を述べる。

一 進む国との和解と救済制度

前記最高裁判決により国の責任が確定し、その翌日に交わされた国との基本合意書において、最高裁判決までに裁判を起した原告との和解解決を進めることが定められた。その結果、昨年二月一六日の東京二陣訴訟控訴審等、全国各地の訴訟において国との和解が進められている。建設アスベスト訴訟全体では、昨年二月時点において、全国で二八七人(被災者単位)、約四五%の原告が国と和解済みであり、今後もその数が増えていく

ことが予想される。

また、前記基本合意書に従い昨年六月一六日に成立した「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(給付金法)も、今年一月一九日に施行され、国への給付金申請が開始された。今後、建設アスベスト被害者が、裁判を起こすことなく、症状に応じて五五〇万円から一三〇〇万円の給付金を国の基金から受け取ることができる。加えて、前記給付金制度においては、昨年二月一日から、給付金申請に必要な情報を国が無料で提供する「労災支給決定等情報提供サービス」の運用も始まっているほか、厚労省から対象となり得る方への個別通知も開始され、より簡便で幅広く受給できる制度作りが進められている。もともと、今後三〇年間に約二万人発生するとされている被害者に対してどのように周知徹底が図られ、迅速な救済が実現されるのか、実際の制度運用に注視すべきである。

二 残された課題

国との和解や救済制度が進みつつある一方、依然として残された課題も多い。

まず、前記最高裁判決において、屋外で建設作業に従事していた原告については、屋内作業従事者と変わらず危険な石綿粉じん曝露に晒されている

たにもかかわらず、国及び建材メーカーの責任が否定された。また、アスベストの危険性を示す論文や報告はそれ以前から多数発表されていたにもかかわらず、国の責任期間は一九七五年一〇月からとされ、当該期間中に建築作業に従事していない原告も除外された。これらの不当な線引きは、その後成立した給付金法においても踏襲されている。弁護士としては、前記の点について後続訴訟で引き続き争い、裁判所の判断を改めさせるとともに、法改正への働きかけも強めていく必要がある。

そして何より、今後の訴訟活動・運動の焦点となるのは、建材メーカーの責任追及である。給付金法は国の責任割合を基準に給付金額が設定されており、同法で支給されるのは、これまでの裁判における認容額の二分の一に過ぎない。本来第一義的に責任を負うべき建材メーカーは、最高裁判決において一部建材メーカーの責任が認められた後も、係属中の各訴訟において自らの責任を争う姿勢を崩しておらず、給付金法の基金への参加を表明している企業も存在しない。この点は、建材メーカーに訴訟対応のコストを示し、基金への参加を動機付ける意味でも、全国で大規模な訴訟提起を行う必要がある。加えて、メーカー責任との関係では、建物の改修・解体作業に従事していた原告について、アスベストの警告表示の視認困難

性を理由に責任を否定する判決が多く、この点も後続訴訟の大きな論点となっている。

「静かな時限爆弾」と称されるアスベストによる被害は、これからピークを迎えることが予想される。今後顕在化する被害者を一人残らず救済するために、訴訟内外における活動が求められている。

三 若手から見た建設アスベスト訴訟

昨年四月、私が弁護士団に加入した頃には、既に最高裁判決後の政治解決に向けた運動が活発に行われていた。集会には原告や国会議員を含め数百人規模の参加者が集まり、アスベスト被害の全面救済を訴えていた。最高裁判決後、その動きはさらに活発化し、首相による謝罪と基本合意書の締結、給付金法の成立まで、めまぐるしく政治解決への道を突き進んでいた。この頃は、ニュースの裏側を見ているようで新鮮な気持ちだった。同時に、ここまで大勢の人を巻き込んで裁判をたたかい、国を動かすに至るまで、原告・弁護士・支援者が並々ならぬ努力をしてきたことを考えると、自分もその一員となることに身の引き締まる思いがした。私は、事件を通じて社会を変える政策形成訴訟に憧れて本弁護士団に参加した経緯もあり、

立ち会えたことは、大きな財産となった。

その一方で、公害訴訟が「被害」なくして始まらないことは言うまでもない。私は、被害者本人及び遺族の尋問担当の機会にも恵まれ、このことを身に染みて感じた。尋問担当を通じて、それまでは自分の中で抽象的だった「建設アスベスト被害」が一気に具体化するような感覚を覚えた。「アスベストさえなければ、どんなに幸せだっただろう」という切実な訴えが法廷全体を包み込み、立場に関係なく、その場にいる全員で被害の重大さを共有する風景は、忘れることができない。そして、これまで弁護士・支援者が活動が続けることができた原動力は、この被害を何とか救済したいという熱い思いであることを実感した。

建設アスベスト被害の全面救済を目指す活動は、まだ終わっていない。「これ以上、アスベストで苦しむ人を出したくない」という原告の願いを実現するために、被害者に寄り添い、これからもたたかいを続けていく。

弁護士一年目から政策形成訴訟の大きな到達点に



憲法五三条と新型コロナウイルス感染症に対する政府の対応

東京 山田 大輔

一 新型コロナウイルス感染症をめぐる政府の対応、国会の対応

(1) 二〇二〇年から現在までを振り返ると、新型コロナウイルス感染症に触れずにいられない。二〇二二年一月現在、オミクロン株が猛威を振るい、二〇二二年後半の落ち着いた状況は、一瞬で吹き飛んでしまった。

新型コロナウイルス感染症が現れ早くも二年が経過しているが、オミクロン株の蔓延を許した政府の後手後手の対応には不安を感じざるを得ない。オミクロン株は、株が違えばはいえ新型コロナウイルスであり、「新型コロナウイルスに対する対応」という点で、対策を準備する時間は十分にあつたはずである。

(2) 新型コロナウイルス感染症による影響は、

感染した人々の生命、身体の健康に限らず、病床の逼迫等を経て、他の病気やけがを持つ人、出産等にも大きな影響を与えた。また、経済活動や貧困、旅行、移動の自由、趣味を楽しむ自由など、広範な影響を与えた。

これに対し、国会で種々の法改正（感染症法等）がなされたり、政府が施策を講じたりして対応がなされた。

国会での審議は、自由民主党、公明党が国会内で多数を掌握しており、法案審議、予算審議において数の力で押し切るといふ場面が目立った。その結果、GoToキャンペーンなど、経済対策優先の政策や、アベノマスクやPCR検査抑制政策など、感染症対策としても愚策な政策が出された。

とはいえ、立憲民主党、日本共産党、国民民主

党、社会民主党などが、民意を背景に種々の政策提言、国会における議論を行い、PCR抑制政策の撤回や一律の給付金などが実現された。

この点で、政府・与党が利権にとらわれたり、影響の矮小化のために非科学的な政策を掲げた際に、国会内で野党がこれを批判した結果、より適切な政策に軌道修正するという、国会の本来の役割が限定的にせよ果たされたといえる。

二 国会における審議を拒む政府、与党

(1) このように、国会の役割を果たすためには、国会が開催され、国会における審議が不可欠である。新型コロナウイルス感染症の問題は、国会会期中にだけ発生するわけではないから、長期間の国会の会期延長または、臨時国会等を通じて、審議を継続することが必要である。例えば、オランダでは、二〇二二年七月、九日に夏季休暇に入った議会が、新型コロナウイルスの感染者急増に対応するため、一日日に本会議を開催した。

しかし、菅義偉内閣は、二〇二二年六月、野党からの会期延長要求を拒み、通常国会を閉会した。この背景には目前に迫った東京二〇二〇オリピック競技大会、同パラリンピック競技大会の開催があつたと思われる。

そのため、二〇二二年七月二六日、立憲民主党、

日本共産党、国民民主党、社会民主党の野党四党は、憲法五三条に基づき、菅内閣に、「臨時国会召集要求書」を提出した。

しかし、政府・与党は、この要求を拒否し、自民党総裁選、衆議院議員選挙を先行させ、臨時国会が召集されたのは二〇二二年二月六日になってからであった。

(2) 臨時国会召集要求を拒否し、五か月もの間開催しなかったことは憲法五三条違反である。憲法五三条は次の通り定める。

「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」

この条文に関しては、内閣に召集の拒否権はなく、内閣は社会通念上合理的な期間内(二〜三週間程度)に臨時会(一般に臨時国会とも言われる)を召集しなければならないと解されている。したがって、二〇二二年七月の臨時国会召集要求を拒否し、五か月もの間開催しなかったことは憲法五三条違反である。

自民党の改憲草案(二〇二二年)においても、臨時会の召集期限を二〇日以内としている。また、二〇一七年六月の臨時国会召集要求に対し、安倍総理大臣が臨時国会を事実上開催しなかったことに関する国賠請求事件で、那覇地裁二〇二〇年六

月一〇日判決は、「内閣は、臨時国会を召集すべき憲法上の義務があるものと認められ、かつ、(中略)法的義務であると解されることから、(中略)同条(五三条)後段に基づく召集要求に対する臨時会の召集決定が同上に違反するものとして違憲と評価される余地はある」と判示している。

三 政府・与党は、国会における審議をより充実させ、科学的かつ国民目線に立った政策を実現すべきである

前記臨時国会召集要求に対する対応からも明らかとなり、政府・与党は、政策に関し議論を交わし、よりよい政策を実現するという事柄に関心はなく、政府・与党が推進したい政策について国会の追認を求めていると評価せざるを得ない。

しかし、国会は国権の最高機関であり、唯一の立法機関であり(憲法四一条)、国会の役割、意義はそのようなものではない。

新型コロナウイルス感染症に対し、適切な対応をとるためには、政府・与党は、野党の意見にも率直に耳を傾け、修正するべき点は修正し、科学的かつ国民目線に立つて政策を実現する必要がある。野党もそのために全力を尽くす必要がある。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—



B5版・280ページ
定価2,500円(税込)



シリーズ

コロナ禍における人権問題④

コロナ禍における母子世帯の現状

東京 金子 美晴

一 コロナ禍以前からの母子世帯の貧困

コロナ禍が長引く中、二〇二二年末の食料支援や各種相談には、人々が例年以上に行列を作るこゝとなつた。年が明けてもその状態は変わらず、毎週行われる無料食料配布や無料医療相談会では、回を追うごとに相談者数が更新されているという。

そのような中、母子世帯の困窮も例外なく悪化している。

母子世帯の貧困は、コロナ禍以前から存在している。

コロナウイルスが発見されたのは二〇一九年末であるが、その直前に、独立行政法人労働政策研究・研修機構、働き方と雇用環境部門で調査された、第五回「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」によると、ふたり親世帯の所得平均は七三四万円なのに対し、父子世帯の所得平均は六三万円、母子世帯の所得平均は、二九九万円、母子世帯平均所得の中央値は二五〇万円である。

そして、可処分所得が厚労省公表の貧困線を下回っている世帯の割合は、ふたり親世帯では五・九%、父子世帯では二二・九%であるのに対し、母子世帯では五一・四%を占める。さらに可処分

所得が貧困線の五〇%に満たない「ディー・プ・ア」の割合は、ふたり親世帯では〇・五%、父子世帯では、八・六%、母子世帯では二三・三%となつている。

このように、母子世帯の半数以上が貧困であり、さらにふたり親世帯ではほとんどいないディー・プ・ア世帯も、母子世帯では一割以上を占めていることからして、ひとり親世帯の貧困は、母子世帯が体現していると言つても過言ではない。それゆえ、今回のタイトルも、「ひとり親世帯」ではなく、あえて「母子世帯」とした。

二 コロナ禍での休業、休校

二〇二〇年になると、各地での緊急事態宣言に伴い、多くの店舗が臨時休業を余儀なくされた。母子世帯は、形態としてはパートやアルバイト、業種としては飲食業で働く人も多いため、休業によつてシフトを減らされ、休業補償も出ないままの人も多かつたようである。

単純に、前述の母子世帯所得の中央値である年収二五〇万円で考えると、月収としては約二〇万円、手取りでは一七〜一八万円ほどになる。それが、シフトが減つたことにより、手取りが減る。自分が受けた電話相談でも、これぐらいの手取りの人は月二〜三万円ほどになり、どうすれば良いかという相談をいくつも受けた。都内の家賃

は六万円は下らないので、月収二万円の家賃六万円としたら、残りは六万円。これで、自分と子どもたちの食費、光熱費、携帯電話代等のやりくりをしなければならぬ。預貯金はないので、減収が即生活苦に繋がる。しかも、子どもたちの休校で給食がなくなったことにより、月約四千元で済んでいた(非課税世帯の場合には給食代が免除されている家庭もある)お昼代が、一気にかさみ、食費が高くなってしまったという相談も増えた。

お金を捻出することができない中、苦肉の策は、「食事の回数を減らすこと」である。育ち盛りの子にはしょうがないので食べさせるが、自分は一日一食に減らすといった話も、何度も聞いた。お風呂の回数を減らしているという話も聞いた。前述の減収からすれば、あり得ない話などでは全くなく、このような生活にならざるを得ない。

三 子どもの年齢と経済的困窮度

前述の調査では、末子の年齢が高くなるに連れ経済的困窮度が高くなるとの報告もなされている。

現在、子どもに対しては、中学卒業までは児童手当が一律に支給され、またひとり親家庭に対しては、子どもが高校卒業までは児童扶養手当、医療費助成がある。しかし、高校を卒業すると、各種手当では一切なくなる。こうした中、かろうじ

て大学入学費用を積み立てることができていたとしても、学生生活費用やその次の年の学費を支払えなくなる事態が生じている。現に電話相談などで支援がなくなつて、今後どうすればいいか途方にくれているという相談も多数ある。

二〇二〇年には、大学生が学費を支払えずに退学になった話があとを絶たなかったが、その背景には、こうした日々の食費さえ捻出できない世帯の存在がある。

四 長引くコロナ禍の中

二〇二二年後半は業務を復活する店も増えてきたが、それでも第六波に伴う各地の蔓延防止等重点措置で、再び時短営業を余儀なくされる店も増える。

今後どうすればいいのか。短期的には政府による特別給付金の再度給付も求められる。これまでひとり親家庭には数度なされているが、いわば「焼け石に水」である。それでもあるに越したことはない。

また、食料支援も食費の節約には繋がる。母子世帯は子どもを連れて遠出することはできないので、公園などでの食糧支援には来づらい面がある。できれば役所ごとに配布することも行ってほしい。

余談だが、年末と年明けに実施された「女性に

よる女性のための相談会」に、法律相談要員として参加させて頂いた。そこに、別の場所で自分が離婚相談を受けた女性も来ていた。事前のSNSなどの呼びかけで、敷居が低くなったのだろう、「お餅が買えなくて、初めてこういうところに来ました」と言っていた。ただ、その人の子どもは二〇歳と二八歳であり、子どもを気にせず外出できるからこそ来れる人だった。相談会にはキッズスペースも用意してあったが、そもそもが遠方居住の人は、なかなか子連れで来れるものではない。

生活保護を受給しなければどうしようもない人もいるという感触を受ける。しかし受給を躊躇う人もいるので、生活保護につなげることができるようにもしたい。

そして、長期的には女性の就業状況を変えていく必要がある。パート・アルバイトで夫の扶養の範囲内で働くことに努めてきた主婦が離婚すると、そのままの就業環境しかないことが多く、一気に貧困層になる。

日々の法律相談では、離婚や養育費請求の場面、または非正規雇用の不当解雇などの場面でしか出会わないことも多いが、安定した正規雇用セーフティネット(生活保護)の充実が、相対的貧困を解消するためには必要不可欠である。

ネットいじめ問題の現状と対処法

『弁護士によるネットいじめ対応マニュアル』の紹介

東京 和泉 貴士

一 ネットいじめとのかかわり

私は、もともとは過労自死、生命保険、賃貸物件での自死など、自死に関する法律問題全般を専門的に扱っていましたが、私自身小学生の子を持つ親でもあることから、六、七年前からいじめ自死の相談を受けることが多くなりました。遺族の代理人として教育委員会と交渉を行ったり、遺族推薦の委員として第三者委員会で活動したりしている中で、二年ほど前にネットいじめ相談を受け、それ以来ネットいじめの問題に関心を持つようになりました。

二 ネットいじめの具体例

(1) 使用されるアプリ

かつてはネット掲示板(学校裏サイトなど)が

ネットいじめの温床とされてきましたが、今日はSNSが利用される可能性が圧倒的に高くなっています。SNSの中でこどもの利用頻度が高いのはTwitter、LINE、高校生はInstagramやTikTokなどを使っていることもあります。また、オンラインゲーム(フットナイツ、荒野行動など)のボイスチャット機能などを用いていじめが行われることがあります。

(2) ネットいじめ行為の類型

ネットいじめ行為の類型は、使用するアプリの機能に応じて多様に変化しています。典型的なパターンとしては、①Twitterなどでありすましアカウントを作られ、虚偽の情報やプライバシー情報を暴露された、②自分の写真、動画を勝手に加工され拡散された、③LINEなどのグループトークを外された、④いじめられて

いるところを動画撮影され、拡散された、⑤罰ゲームとしてうその告白をさせられた、⑥過去の実際の画像を拡散された(リベンジポルノ)、⑦オンラインゲームで、グループから外された特定のこどもへの集中攻撃が繰り返されたなどが考えられますが、今後も新しいアプリが開発されるたびに新しいパターンのいじめ行為が現れると予想されます。

三 ネットいじめの現状

(1) 統計上も過去最多

文部科学省は、全国のいじめ事件の統計を取っており、毎年、調査結果の公表を行っています。二〇二二年一月三日に公表された、「令和二年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によれば、ネットいじめ

新刊 旧刊

ぬ人から攻撃されるようなパターンよりも、現実存在する人間関係の前提に、ネット上でいじめ行為が行われるパターンの割合が増えています。

の件数は一万八八七〇件で過去最多(平成二九年度二万二六三三件、平成三〇年度一万六三三四件、令和元年度一万七九二四件)となっています。学校が把握していないネットいじめも多数あると思われる、潜在的な件数はもっと多いことが予想されます。

また、小中学校における不登校の件数も過去最多(一九万六二七件)、小中高등학교におけるごどもの自殺も過去最多(四一五件。なお前年度は三二七件)となっています。学校現場が現在非常に危険な状態となっていることが統計上も明らかとなっています。

(2) 近時のネットいじめの特徴

小学生でもスマホを持ちSNSを使うことが珍しくなくなった現在では、ネットいじめの特徴も変化が見られます。SNSを利用する場合、コミュニケーションの相手はクラスや友人などであり、多くの場合、現実存在する人間関係を補完するツールとしてSNSが用いられています。その意味で、現在のネットいじめは掲示板などで見知らぬ人から攻撃されるようなパターンよりも、現実存在する人間関係の前提に、ネット上でいじめ行為が行われるパターンの割合が増えています。

つまり、ネットいじめの存在が確認できた場合、いじめ行為はネット上にとどまらず、クラスや部活動などリアルな人間関係の中にも広がっている可能性を疑う必要があります。

四 ネットいじめへの対処法

ネットいじめの多くがリアルな人間関係を前提としている以上、二つのアプローチを併用する必要があります。具体的には、第三者委員会の設置など学校や教育委員会を通じていじめの実態解明を行うアプローチと、発信者情報開示などネット上のいじめの痕跡をもとに証拠収集を行うアプローチです。当事者適格の無い学校が発信者情報開示請求を行うのは不可能な一方で、学校におけるいじめの実態解明は生徒のアンケート等が非常に重要ですから、どちらか一方だけのアプローチでは不十分と考えます。

五 『弁護士によるネットいじめ対応マニュアル』について

私は、自死問題とともに活動してきた細川潔弁護士、私と一緒の事務所でインターネット事件を得意とする田中健太郎弁護士とともに、二年前からネットいじめ研究会を開催し、月一回のペーパースで議論を重ねてきました。そこでの議論をもとに、二〇二二年一月、教育関係の専門書を数多

く出版しているエイデル研究所から、『弁護士によるネットいじめ対策マニュアル 学校トラブルを中心に』を出版しました。

本稿で述べている内容の多くは、この本からの引用です。本の中ではより具体的な対応策や、より高度な論点なども記載していますので、興味のある方は是非ご活用いただければと思います。

(出版社HP <https://www.eidell.co.jp/books/?p=11103>)



2021年11月発売
著者：細川 潔／和泉 貴士
田中 健太郎
出版社：エイデル研究所
A5判 209頁

(二)案内

三月四日・五日開催の第四回常任委員会、若手弁護士向け実務講座(五日予定)で、和泉貴士会員が本テーマで講師を務めます。さらに詳しくお知らせになりたい方はぜひご参加ください。



「ジェンダーのもやもや、 デトックスしませんか？」

—ジェンダー・カフェの実施報告—

あいち 都築さやか

1 デトックス cafe を企画した動機

世界経済フォーラム(WEF)が発表している、世界各国の男女平等の度合いを指数化した「ジェンダーギャップ指数2021」では、日本の順位は、二五六か国中二〇位であり、主要七か国(G7)中、断トツの最下位である。閑僚数、国会議員数、管理職数、賃金格差、労働力参加、所得、専門職数、高等教育における男女の不平等からすると、日本の政治・行政・司法・職場の中で、女性の声は存在を無視されているか軽視されている。

また、憲法二四条においては夫婦の同等の権利が保障されているが、家父長が家族を代表し、妻子を支配する構造が残っており、その下で、DV(精神的暴力を含む)等の問題も多く発生している。また、性別役割分業の意識も根強く、家事育児介護等の再生産活動における男女の不平等が顕著であり、先進国で唯一M字カーブが残り、女性労働者に占める非正規労働者の割合も高い。

社会や家庭において女性差別や男女の不平等が蔓延していることは、離婚事件、マタニティ・ハラスメント等の労働事件、性被害の事件において、女性差別を含む主張が相手方から無自覚になされることでも、日々、実感するところである。

女性の代理人であるだけでも、日々、女性差別

に当てられて、かなりのストレスが溜まる。

われわれは弁護士であるから、女性差別溢れる日常が憲法二四条や二四条の理念に合致しないものであるという認識の下、自我を保つことができず、社会においては憲法二四条や二四条の理念が浸透していないので、女性は差別と自我の狭間で苦しい思いをしている。

この状況をなんとかして変えねば！という思いを共有したあいち支部の女性弁護士数名が、ジェンダーにまつわるもやもやを、一般の参加者とおしゃべりして、参加者の気持ちをデトックスする場を作ろうという試みが、ジェンダー cafe、その名も「デトックス cafe」である。

一般の参加者の属性、年齢構成は様々であり、男性の参加者もいる。

また、ゆくゆくは、ジェンダーの問題に強い関心を持ってもらい、活動団体を作れるとよいという目論みもある。

「デトックス cafe」は、二〇二〇年二月から始め、二〇二二年一月時点で七回実施していることになり、二〇二二年一月時点で七回実施していることになる。

第一回〜五回までは、おしゃべりのテーマを決めてそれについて話したり、参加者に最近感じたジェンダーの視点からのモヤモヤについて話してもらった。

第六回は、太田啓子先生の『これからの男のたちへ』（大月書店）を素材に読書会を行い、感想や参加者が遭遇した似たような場面について話した。

第七回は、『九九%のためのフェミニズム宣言』（シンジヤ・アルツザ他、人文書院）を素材に読書会を開いた。

第一回〜第四回までのデトックスcaféで話題になったことの概要を次にお伝えする。

2 第一回デトックスcaféの話題

第一回のデトックスcaféは、「恋愛ってしなきゃいけないの？」をテーマに設定した。

あいち支部の女性弁護士五人、一般参加四人（男性も含む）。九名でのおしゃべりだったが、ジェンダーに関するもやもやが出るわ出るわで、あとと言う間に二時間が経過した。

第一回のテーマに対しては、次の意見が出た。

恋愛をしなければ一人前として扱われない空気がある。女性の評価が結婚や子どもの有無で決まる。女性の中では、男性からの評価が高い女性がヒエラルキーの上位にくる。男性の中では地位や体力的に優れる男性、人を支配する男性がヒエラルキーの上位にくる。女性には、自分の意見や感情を強く伝えることを許さない空気がある一方で、性的場面では、女性がNOを言わなかったか

ら「合意がある」と言われ、はつきりとNOを言うように突きつけられ矛盾している。

3 第二回デトックスcaféの話題

第二回のデトックスcaféのテーマは、「ジェンダーのもやもやに遭遇したとき、どうする？」であり、日頃、ジェンダーのもやもやに遭遇したときに、どう対応したら良いかというテーマでおしゃべりをした。もやもやの事例として、女性の外見を「ほめる」ようなことを言われること、「女性がいると華やぐ」などがあがった。

このような発言がなされたときの対応として、発言の真意を聞き、戦闘態勢を整えるなどの意見が出た。

4 第三回デトックスcaféの話題

女性を性の商品としてみる価値観は、元々は男性から女性に向けられていた。ところが、今は女性自身にこの価値観が内面化されて、女性自身が女性の性を商品化している。

女性の中でも、性の商品化を内面化していることに気づいていない層と気付いていてそれをうまく利用して生きていく層がある。

女性が発言しても、価値のある発言として扱われないことが多い。女性は若いと性の商品として見られたり軽んじられたりし、年を取ると「ばば

あ、黙ってる」と言われ、結局ずっと軽んじられることが多い。

加害者は差別を受けたり権利侵害をされた女性が声を上げると、自分の方が被害を受けたと言いは始める。

女性が声をあげても取り上げられないことが多いが、男性の声は取り上げられる傾向にある。

社会的地位がある層にも加害者は多い。加害者の男性の声は通りやすい等という意見が出た。

5 第四回デトックスcaféの話題

男性の長時間労働は、ジェンダー平等を阻害する要因の一つである。資本主義の経済的利益追求は、女性など家庭内の弱者に出生、家事、育児などの再生産についての労働を押し付け、無償のものとして搾取する仕組みの上に成り立っている。何に価値を置くかを変えていかなければならない。

6 今後について

第八回は、『生きるためのフェミニズム パンとバラと反資本主義』（堅田香織里、タブックス）を素材にして読書会をする予定である。

その後の活動の方法はまだ決まっていないが、今後も継続していき、実施方法について模索していきたい。

今後の日程

【第53回定時総会】

6月25日(土)～26日(日) 沖 縄

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】 3月16日(水) 10時半～

【広報委員会】 3月25日(金) 18時～

お知らせ

当部会も参加している改憲問題対策法律家6団体連絡会が、2月3日、戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会と共催で、「9条改憲の流れを絶て!自民党改憲を許さないキックオフ院内集会」を開催しました。

メイン講演「改憲論議の作法と9条擁護の理由—いまこそ憲法が生きる政治を—」(講師:愛敬浩二氏・早稲田大学法学学術院教授)、講演「改正改憲手続法の問題点と憲法審査会」(講師:飯島滋明氏・名古屋学院大学教授)など、集会の内容は、下記アーカイブにて視聴できます。

【改憲問題対策法律家6団体連絡会チャンネル】(YouTube)

<https://www.youtube.com/channel/UCJsgOKxslZp3Adk4JS78eQ/videos>



高知で会いましょう!

青法協弁学会合同部会は、後記の要領で第四回常任委員会(春の全国ミーティング・高知)を行います。お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

記



□日 時 二〇二二年三月四日(金) 一三時～五日(土) 二二時半(予定)

□会場 高知市内+オンライン

□特別講演 「憲法と改憲をめぐる情勢について」 講師:小澤隆一(会員(東京慈恵会医科大学教授))

□地元企画 「ビキニ労災訴訟」 報告:南 拓人(弁護士)

□若手弁護士向け実務講座 「ネットいじめ問題の現状と対処法」

講師:和泉貴士(会員)/田中健太郎(会員)

□オブシヨナルツアー 「高知市立自由民権記念館」

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学会合同会本部事務局までお問い合わせ下さい。

編集後記

▼今号も人権問題の最先端に行く青法協ならではの内容で、コロナ関連の内容もあり、大変勉強になります。連載がある次号以降も楽しみです。

▼前回、「約十か月後の次回はコロナ禍なのか、そうでないことを折りつつ」と締めましたが、今はいわゆる第六波の最中です。▼以前からあったオンラインツールが再認識され、便利な側面が多々あるようです。ただ、起案しながら学習会に参加したりすると頭に残らず、YouTubeで配信されるから後で見ようと思ってしまうまでいたり、リアル同様にきちんと位置付けて参加する必要があると思いました。▼ところで今回の編集後記は参議院選挙後となるので、やはり参議院選挙を頑張るといふ決意表明をせざるを得ません。政権与党は、参議院選挙後は三年間国政選挙がなく、明文改憲のチャンスと見ているようです。私は紙芝居をしたり、漫才風な話をしたりすることはできませんが、前回の締めと同様、「自分でできることはしたいと思えます。」

(中川勝也)